

日 時：平成 26 年 1 月 27 日（月） 午後 2 時 00 分～ 4 時 00 分

場 所：旭川市ときわ市民ホール 4 階 多目的ホール

出席者：構成員 26 名

田澤, 山口, 東（代理）, 堀田氏, 鶴田氏, 蟹谷氏,
中田氏, 佐藤（公）氏, 踊場氏（代理）, 柏葉氏, 荒川氏,
山内氏, 宮本氏（代理）, 佐藤（雅）氏, 馬場氏, 須藤氏,
庄司氏, 高橋（敬）氏, 菅野（代理）, 越原氏,
齋藤氏, 靱山氏, 秋山氏, 高橋（雅）氏, 高橋（秋）氏,
篠崎氏（代理）

事務局 7 名

総合政策部まちづくり推進課 東田課長 ほか 3 名
（一社）北海道開発技術センター 大井, 吉田
（株）八千代エンジニアリング 藤田

傍聴者 0 名

1 開 会

2 議 事

1) 地域公共交通会議の機能強化について【協議】

資料 2 をもとに、事務局から説明した後、質疑応答

構成員) 2 点ほど質問がある。旭川市地域公共交通総合連携計画（案）の 10 ページだが、レベルの低い場所が、青系なのか赤系なのか、表と図で統一した方がいい。もう 1 点は、11 ページから事業についての説明があるが、同 3 ページに記載されている課題との対応関係が、いつの間にか、薄まっているように見える。「この事業は、この課題を大きく解決に向けて前進させるのだ」という対応関係の明示が必要なのではないか。

事務局) 前段の 10 ページ目に関しては、表と図の色の一致ができていないという点については、早急に対処したい。2 点目の対応関係については、「課題」は、3 ページと 4 ページに課題を記載しているが、具体的に、この連携計画に関わる事業としてはつながるのは、課題 5 の「公共交通を利用する際の分かりやすさ、使いやすさ」である。11 ページ目、12 ページ目で上げた事業が、どういった課題に関連するかを、いずれかのページにて具体的に記述するようにしていきたい。

構成員) 連携計画（案）の 10 ページに公共交通マップの作成・全戸配布とあるが、すでに 2012

年に発行された公共交通マップでは、記載のほとんどがバス事業者中心となっているが、タクシーについても、乗り場の配置や各社の連絡先を掲載していただけるよう配慮をお願いしたい。バス事業者については各社の連絡先が記載されているが、タクシー各社の連絡先は記載されていないので、今後、改訂される際には、よりよいマップとなるよう配慮願う。

事務局) 公共交通というからには、タクシーについても記載すべきなので、連携計画(案)11ページの該当事業の実施主体として、「タクシー事業者」も追加し、公共交通マップを作成する際には、ご指摘の部分にも留意したい。

構成員) 連携計画へと転換していく、ということは、よくわかったが、旭川の場合はバスが中心で交通網がつくられているというのは重々、承知しているものの、もう一方で鉄道も何らかの役割を果たしている点もあるので、鉄道とバスの連携や、駅前広場などを含めたところは、今回あまりやられていないと思われるので、一番、最後のところに「残された課題」として、提起しておいてはどうか。

構成員) 旭川に来て2年が経過し、バス通勤をして1年が経った。そこで感じたことをお話ししたい。この連携計画(案)の4ページの課題5にある様に、誰もが公共交通機関に慣れ親しんで、その重要性を認識していくというのが、大切だ。高校生は夏の間は自転車で行き来するが、冬の場合、高校生は交通弱者となる。降雪の際にバスが遅れる。それに対する改善に向け様々なお願いをしているが、なかなか目に見えた改善につながらない。このため、高校生は、せっかく、バスを利用していても、卒業したら、こんな不便なバスなんかに乗らない、となってしまうが、それでは元も子もない。学校教育の中で、公共交通機関を良さをPRしていただくのは良いが、その良さがあまり見えてこない。具体的には、永山地区は道北バスが中心に運行されているが、どうして旭川電気軌道も走ってくれないのか。もし、何か理由があるのであれば、教えていただきたい。利便性が高い、公共交通機関がより重要である、という認識を高校生に広めていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

事務局) 今後も、交通事業者と、より連携を深め、各地域ごとや学校に出向き、公共交通の良さのPRなど、必要に応じて生徒さんたちにアピールしていく、といった取組みも進めていきたい。その意味での連携計画(案)でもあると考えている。地域によっては、旭川市内は概ね2社により分担された運行エリアとなっていることについては、これまでの過去の経過等々が大きな要素であると思っているが、各社が役割分担しながら、地域の公共交通を維持している、という状況についてはご理解をいただきたいと思う。また、交通事業者間の連携した取組みの一層の発展ということも、我々としても期待しているし、バス事業者自身も利用者の視点からの検討もされていると聞いているので、こうした点での進捗がありましたら、こうした機会など通じてお知らせしていくこととなるのか、と思うのでよろしくお願ひしたい。

構成員) 旭川市地域公共交通会議の機能強化ということだが、現状、旭川市において、白ナンバーの有償運送協議会があり話し合いが行われているが、それとは別に、公共交通会議では、市町村運営有償運送事業について協議対象としているのか、それとも一般の白ナンバーの有償運送についても、協議対象となっていくのか、確認したい。

事務局) いま、旭川市では、福祉有償運送についての協議会が開催されている状況だが、そうした福祉有償運送とは別の市町村有償運送については、運行や計画等は無い状況にある。もし、そうした運行を実施、あるいは実施に向けた検討をすることとなれば、この地域公共交通会議の場において、お諮りをしていくことになる。

構成員) 今回、地域公共交通総合連携計画(案)が示されているが、当会議の新たな設置要綱(案)では、その所掌事務の中で、連携計画に位置づけられた事業の実施、ということもあるが、実際に5つほどの事業案があるが、具体的に平成26年度にはどういう取組みをするのか、ということについて、今後、示されるのか。

事務局) 本日は、皆様に計画(案)をお諮りしたところだが、これらの具体的なスケジュール等々のついては、今後、内容が詰まり次第、この公共交通会議の場において、皆様にお諮りしていきたい。

事務局) この連携計画(案)にもとづいて、地域協働推進事業を実施していきたいと考えており、そのための計画についてもお諮りし、ご意見をいただいくこととなる。

構成員) 今回の計画の目標を達成するために行う事業及び実施主体の1番だが、路線バスの系統番号の統一についてだが、旭川地区バス協会のほうにも、一度もこの話しが上がったことが無い内容で、以前から計画のほうには載ってはいたが、この内容について両バス会社がどう考えているか、というヒアリングが一切、行われなまま、こういうところに掲載されているということ事態を、少し遺憾に思う、ということをお述べさせていただく。また、平成26年度に実施するという書き方についても、いまだに話しがないところも、系統番号という大事な両事業者の顔、名前を変更するということが平成26年度中に実施するとなっていることが、少し疑問に思う。

それと、先ほど、永山地区では道北バスのみが運行しているという状況について、ご質問があったが、旭川にはバス会社が2社あるが、限られた車両や人員で旭川全体をカバーしながら運行している。その中で、イイところ取りをお互いがしてしまうと、悪いところ、と言うか、それほど乗らない地区にはバスが行かなくなってしまうことが考えられるので、我々としては、営業の区域を決めてバランスよく運行するために、今のところ、永山地区は旭川電気軌道が入らないカタチになっている。

事務局) ご指摘いただいた連携計画(案)第5章(1)等については、ご指摘のありましたとおり旭川地区バス協会と旭川市において、これまでに公式な意見交換、議論は無かったが、それぞれのバス事業者の担当の方々とは、系統番号に関する課題や、路線バスのバス停名称等のあり方、わかりやすさについての意見交換はさせていただいて来たものと認識している。それに当たって、この連携計画(案)について、これまで詳細にバス事業者と詰めて来られなかった時間的な都合や経過については申し訳なく思っているが、この間、旭川公共交通ランドデザインにこうした事業等を掲載してきたこと、また、掲載した事業の早期の具体化、実施も考え合わせ、今回、連携計画(案)について、記載させていただいたところである。なお、ここに記載した系統番号の統一そのものを、平成26年度に実施すると、各事業者に対し箍をはめるということではなく、こうした計画を各事業者と旭川市が、系統番号の分かりやすさに向けた変更のあり方について、いっしょに検討していこう、とする時期を平成26年度、と考えている。この連携計画

(案)の策定に当たり、十分な協議を事前に各事業者と行えていない点もあろうかと思うが、これまでの意見交換等々も踏まえ、今後は各バス事業者と緊密に調整を行わせてもらいたい。

構成員) この連携計画(案)については問題ないと思うが、これから先、連携計画に関する法律が見直されている点、また、福祉有償運送についても権限が市町村に委譲する方向で議論されている、交通政策基本法が施行された後、その考えに添って実施していくのが活性化・再生法になると思うが、そうした枠組みが変化していく中で、今回の取組みは旧法の中でやるのか、新法の中でやるのか、国土交通省の方から、もし変わった場合には、どう位置づけるのか説明をお願いしたい。

構成員) いま、ご指摘があったとおり、活性化・再生法については、いまの段階では、新しくこうなる、という詳細について示されてはいないが、変更・充実していく方向と本省から聞いている。ただ、今回の議題でありますとおり、この交通会議を活性化・再生法に基づく協議会に移行することによって、協議会名で補助金を受けられることとなると聞いているので、協議された案について、暫定的となるが、来年度については、現状のカタチでやっていただくことになるのではないかと考えている。ただ、交通政策基本法もご指摘のとおり、法案も成立し、昨年12月4日から施行されているので、その関係で、活性化・再生法に新たに求められるものや充実を求められるものなどがあるので、法改正に関わって情報が入り次第、私どもから提供させていただきたい。いずれにしても、機能強化により、私どもの補助が充実する、であるなど利用者にとってもより良いものになっていく、と期待しているので、今後ともよろしくをお願いしたい。

議長) 地域公共交通会議の機能強化については、本会議として決定することよろしいか。

一同) 異議無し。

議長) とくに異論が無いようなので、本会議として決定することとする。

以上、質疑終了。事務局説明のとおり、決定。

2) 新規バス路線について【報告】

資料3をもとに、事業者から説明した後、質疑応答

議長) 今後、さらに新たな路線について、今の段階において考えているものはあるのか。

構成員) まだ、データも十分ではないので、もう少し、状況を見てから考えていきたいので、新たな路線は予定していない。

構成員) こうした情報提供をしていただくのは、とてもいいことだ、と思う。本当は、グランドデザインにおいて、バス路線のどこをどのように強化していくか、ということについては出していない、ということもあるので、これから先、旭川市民のモビリティを守っていくために、どの路線をどのように強化して、どういうカタチにしていくか、ということバス会社の方々と、これからいっしょに考えていく要素が高くなっていく。むしろ、人口が減少していく段階の中で、新しい路線をちゃんとつくっていくというのは、

とてもいいことだと思うので、今後も意見交換をしながら、進めていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

以上、質疑終了。事業者説明を、了承。

3) 路線バス運賃の改定について【報告】

資料4をもとに、事業者から説明した後、質疑応答

構成員) 運賃の値上げについて、掛かるものは必要なので、利用者が負担するのは当たり前だが、ただ、バスについては公共交通機関であることから補助金が出ていたりするのではないか。もし、出ているのであれば、それも含めて経営の説明責任が発生すると思うので、実態を教えてもらいたい。

構成員) 全国のバス会社で黒字の会社というのは極めて少ない。ほかの部門と経営を一体化して、カツカツで経営を成り立たせているという現状だ。補助金も、国や都道府県からも、そんなに多額を受けているわけではなく、旭川もその例外ではない。基本的に、儲かるものではない。こうした点も考えていただければ、よろしいかと思う。

構成員) 補助金に関しては、確かに私どもバス会社は国から補助金をいただいて運行しているが、これは赤字路線に対する補助金になっているので、全て補助金が入っているから経営が…、ということにはならないことをご理解をいただきたい。

構成員) 旭川のバスのあり方を考えて発言させていただくが、私は1年間、バス通勤をしてきて、本当にいいな、と感じている。バスの中で、うちの学校の生徒やほかの学校の生徒を見る中で、いろんな話を聞きながら、生徒の様子を見ながら出勤する。私は自分の学校の先生たちには、マイカー通勤ではなく、バス通勤をして欲しい、と言っているが、時間が合わないなどの不便な点などによりバス通勤が適わない。バスのいいところを活かしていくためにも、永山地区に道北バスだけでなく、電気軌道にも入ってもらって運行してもらいたい、と言っているのは、こうした観点からだ。今後、旭川のバスを、みんなが大事にしていこう、と発展させていけるよう、ご理解していただきたい。

以上、質疑終了。事業者説明を、了承。

4) タクシー特措法の改正について【報告】

資料5をもとに、国土交通省旭川運輸支局から説明。

議長) いま、旭川地区における下限割れがなっていることが、4月1日以降、公定幅に入るような運賃の改定が生じてくる、ということが想定されるということでよいか。

構成員) そのとおり。

以上、質疑終了。国土交通省の説明を、了承。

5) 住民参加による低炭素都市形成計画モデル事業（環境省事業）について【報告】

資料6をもとに、事務局から説明。質問、意見、特になし。
事務局説明を、了承。

6) 東旭川米飯地区乗合タクシー運行計画の変更について【協議】

資料7をもとに、事業者から説明。質問、意見、特になし。
事業者からの提案どおり、決定。

7) 永山東地区乗合タクシーの運行について【協議】

資料8をもとに、事務局から説明。質問、意見、特になし。

議長) 今回、永山東地区において取り組んでみたが、当初、見込んでいたような結果は得られなかったものの、その調査結果についてとりまとめ、一定の整理を行った。今後については、一定の要件を当てはめながら、デマンド交通等の可能性について検討していく、との説明があった。

この件について、事務局の説明どおり了承することによろしいか。

一 同) 異議無し。

以上、質疑終了。提案を了承。

8) その他

構成員) 公共交通の利便性について、ワークショップ等が環境省の事業として実施されているとのことだが、これが連携計画にどのように報告があって反映されているのか、ということを知りたい。

事務局) 環境省の事業については、今年度と来年度の平成26年度の2カ年の事業となっている。平成25年度の事業については、途中経過であるが、とりまとめた内容を可能な限り、連携計画(案)の実施に当たってのフィードバックの材料とさせていただきたいと考えている。また、平成26年度の実施については、連携計画の各事業と連動しながら取り組みを進めていきたいと考えている。

以上、議事終了

3 その他

事務局より、報告事項等が整い次第、随時、次回の会議を開催していきたい。その際には、あらかじめ、開催日時を調整する。

4 閉 会

以 上